

---

プロジェクト	適用後レビューの計画策定についての意見の募集
項目	第 348 回企業会計基準委員会及び第 28 回基準諮問会議で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 348 回企業会計基準委員会（2016 年 11 月 4 日開催）及び第 28 回基準諮問会議（2016 年 11 月 14 日開催）で議論された適用後レビューの計画策定についての意見の募集に関して、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

## 第 348 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

### （別紙 3「これまでに当委員会が公表した企業会計基準等の概要」に対する意見）

2. 意見を表明するにあたって、会計基準の概要や議論となった事項等を示すことは有用であると考えており、意見募集文書に会計基準の概要等を添付することに賛成する。
3. 会計基準の開発中に議論となった事項等を記載すると、却って当該会計基準が注視される可能性もあるため、むしろ記載を行わない方が良いのではないかと考える。
4. 意見募集に際して会計基準の概要や議論となった事項等を添付することは有用であると考えているが、どの会計基準を対象として議論となった事項等を示すべきかという点や、議論となった事項等の記載内容について合意を形成するのは容易ではないと考える。別紙 3 については、企業会計基準委員会の審議を経ていない、参考資料という位置づけにしてはどうか。

### （その他の意見）

5. 別紙 3 に記載している項目の「開発中に議論となった主な事項」という表題名は、過去に議論となった事項なのか、現在も引き続き議論の対象となっている事項であるのかの位置づけが不明確なのでないか。
6. 意見募集文書の中には、市場関係者からの意見聴取では特段の意見が聞かれなかったとあるので、別紙 3 に記載している項目の「公表後市場関係者から聞かれている意見」という表題名は、この意見募集文書の中の記載と矛盾するのではないか。

## 第 28 回基準諮問会議で聞かれた意見

### （意見募集文書に対する意見）

7. 意見募集文書の本文について、「適用後レビューの計画または実施の都度、FASB の理事会に設置される適正監督委員会に対して報告することとされている」と記載されているが、何を報告するかの目的語が記載されていないため、記載を補った方が良い。
8. 意見募集文書の質問2について、「有用な情報」の判断基準は回答者の立場により異なると考えられるため、有用性の判断基準もご回答いただくことも付け加えてはどうか。

**(別紙3「これまでに当委員会が公表した企業会計基準等の概要」に対する意見)**

9. 意見募集の対象は会計基準と適用指針で足りると考えられ、実務対応報告は含めなくてよいのではないか。
10. 「開発中に議論となった主な事項」等、回答のヒントとなることについてはより多く記載することが有用であるとする。

**(その他の意見)**

11. 今回の取組みの次の適用後レビューについても、実施時期や対象等の考え方を整理しておく必要があるとする。

以 上